

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年8月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500013号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500018号

第1 結論

請求者のA社における平成8年8月1日から平成10年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年8月から平成9年12月までの標準報酬月額については、24万円から53万円とする。

請求者のB社における平成10年1月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年1月から同年10月までの標準報酬月額については、20万円から53万円とする。

平成8年8月から平成10年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年8月1日から平成10年1月1日まで
② 平成10年1月1日から同年11月1日まで

私がA社で勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が支給された給与と比較して低く記録されている。また、その後に勤務した関連会社B社についても、請求期間②の標準報酬月額が支給された給与と比較して低く記録されているので、調査の上、請求期間①及び②における標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録において、請求者のA社における請求期間①の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、請求者が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年1月1日より後の同年1月12日付けで、平成8年8月1日の随時改定及び平成9年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、平成8年8月1日に遡って24万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社に係る商業・法人登記簿謄本により確認できる元役員5人のうち、4人についても、請求者と同様に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年1月1日より後の同年1月12日付けで標準報酬月額が引き下げられている上、残る役員の元事業主は、同年1月12日付け及び平成11年1月6日付けの2回にわたり標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社が加入していた健康保険組合から提出された健康保険被保険者記録によると、請求者の請求期間①の標準報酬月額は53万円であることが確認できる。

このことについて、A社の元事業主及び元経理担当役員は、厚生年金保険料を滞納していたので、滞納額を減らすために標準報酬月額を引き下げる手続を行った旨陳述又は回答して

いる。

一方、上記の商業・法人登記簿謄本によると、請求者は、請求期間①及び当該遡及訂正処理日において取締役であったことが確認できる。

しかしながら、元事業主及び複数の元同僚は、請求者はシステム開発を担当しており、社会保険事務手続において権限を有していなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年1月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、請求者について平成8年8月1日に遡って標準報酬月額 of 訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は有効な記録訂正とは認められないことから、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、53万円に訂正することが必要である。

2 オンライン記録において、請求者のB社における請求期間②の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、平成10年12月2日付けで、同年1月1日に遡って20万円に引き下げられ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年11月21日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社に係る商業・法人登記簿謄本により確認できる元役員を含む複数の元同僚についても、請求者と同様に平成10年12月2日付けで標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

このことについて、元事業主及び元役員は、社会保険料を滞納していたので、滞納額を減らすために標準報酬月額を引き下げる手続を行った旨陳述している。

一方、上記の商業・法人登記簿謄本によると、請求者は、請求期間②及び当該遡及訂正処理日において取締役であったことが確認できる。

しかしながら、元事業主及び複数の元同僚は、請求者はシステム開発を担当しており、社会保険事務手続において権限を有していなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年12月2日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、請求者について同年1月1日に遡って標準報酬月額 of 訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は有効な記録訂正とは認められないことから、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、53万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500031号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500019号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月5日の標準賞与額を6万円、同年12月20日の標準賞与額を2万円、平成16年7月8日の標準賞与額を1万円、同年12月4日の標準賞与額を2万円、平成17年7月8日の標準賞与額を1万5,000円、同年12月10日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までに係る賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、B町から提出された請求者の平成16年度、平成17年度及び平成18年度(平成15年、平成16年及び平成17年所得分)に係る「町民税・県民税賦課資料について(回答)」(以下「賦課資料」という。)並びにA社から提出された請求者の平成15年、平成16年及び平成17年における各月の給与明細書によると、各年度の賦課資料に記載された給与収入額及び社会保険料は、各年の給与明細書に記載された支給総額の合計額及び社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①から⑥までに係る賞与は数万円ほどの少ない金額であった旨陳述しているところ、上記の賦課資料の給与収入額及び給与明細書の支給総額の合計額の各年における差額は、請求者が記憶している賞与額とおおむね一致している。

さらに、同僚から提出された請求期間①から⑥までに係る賞与明細書には、社会保険料控除額の記載があり、当該控除額により各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認で

きる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から⑥までの標準賞与額については、上記の賦課資料、請求者の給与明細書及び同僚の賞与明細書において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、請求期間①は6万円、請求期間②は2万円、請求期間③は1万円、請求期間④は2万円、請求期間⑤は1万5,000円、請求期間⑥は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500098号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500017号

第1 結論

昭和62年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年*月から平成3年3月まで

私が20歳の時、当時、大学生だった私に代わり、母が国民年金の加入手続きをしてくれた。父からは20歳になった昭和62年*月から国民年金保険料を支払ってあるからと言われ、母もそのことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求者の父の口座から引き落としとして国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の母は、国民年金加入手続き及び口座引き落としを行った銀行等に係る記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、請求者が所持する国民年金手帳には、平成5年4月26日に初めて国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載があり、オンライン記録と一致することから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索により調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も確認できない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(預金通帳、家計簿等)も無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500102号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500018号

第1 結論

昭和59年4月から昭和62年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から昭和62年9月まで

私は、請求期間の国民年金保険料について、当初は金銭的に余裕がなく納付していなかったが、父から納付することを勧められ、昭和62年9月以降にA町役場(当時)の窓口で、父に借りたお金でまとめて納付したので、請求期間の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、A町役場の窓口でまとめて納付したと主張しているところ、請求者は保険料の納付時期、納付金額及び納付方法等に関する記憶が明確ではない上、ほかに保険料の納付を裏付ける具体的な証言も得られないことから、請求期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、昭和62年9月以降に請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述しているが、同年9月において、請求期間の一部の保険料は時効により納付できないことから、請求期間の保険料をまとめて納付したとする請求者の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、請求者に係るA町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿において、請求期間の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500092号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年5月2日から同年6月1日まで

私は、昭和63年5月2日にA社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の取得日が同年6月1日になっている。A社に入社した際に受け取った身分証明書を提出するので、被保険者資格取得日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社発行の身分証明書、同社から提出された請求者に係る履歴書及び同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和63年6月1日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、事業主は「昭和63年6月1日を資格取得日として届出を行っているのであれば、同年5月の厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。」と陳述している。

また、請求者の入社時期等について、請求者が名前を挙げた3人の同僚及び請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録がオンラインシステムで確認できる7人の同僚に照会したが、請求者の入社時期について覚えている者はいない上、請求者は給与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者に係る雇用保険の加入記録及びB健康保険組合における健康保険の記録においても、請求者は、A社において、昭和63年6月1日に、それぞれ被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれの記録も厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。